

附属機関等の会議録

会議の名称	令和3年度第1回座間市市営住宅運営審議会		
開催日時	令和4年1月13日(木) 10時00分～12時00分		
開催場所	座間市役所4階4-2会議室		
出席者	伊藤多華委員 京免康彦委員 加藤芳昭委員 稲垣文野委員 阿藤純子委員 高面敏弘委員		
事務局	佐藤市長、野口都市部長、松尾参事、本多建築住宅課長、藤川係長、白石主任 江原		
会議の公開可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開又は一部公開とした理由			
議題	議案第1号 座間市市営住宅条例の一部改正(入居者の選考)について 議案第2号 座間市市営住宅の移転料の支払いについて 報告 座間市市営住宅入居者募集の再開について(報告)		
資料の名称	資料1 議案第1号 議題説明要旨1 資料2 座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準及び同改正案 資料3 議案第2号 議題説明要旨2 資料4 その他 報告事項 資料5 市営住宅位置図		
会議の結果			
	<p>司会は本多課長。</p> <p>委嘱状の交付、佐藤市長の挨拶。</p> <p>出席は委員9名中6名の出席により本審議会は成立。</p> <p>会長、副会長の選出。会長は伊藤多華委員、副会長は高面敏弘委員に決定。</p> <p>伊藤会長の挨拶。</p> <p>高面副会長の挨拶。</p>		

	<p>本日の議題である議案第1号「座間市市営住宅条例の一部（入居者の選考）の改正について」及び議案第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」は、座間市市営住宅運営審議会規則第2条の規定により、市長から会長へ諮問</p>
<p>議事の概要（又は詳細）</p>	
<p>会議の内容</p>	<p>事務局 これからの議事進行につきましては、審議会規則第5条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、これより議題に入ります。 ただ今、市長より諮問がありました議案第1号「座間市市営住宅条例の一部（入居者の選考）の改正について」審議をお願いいたします。 先ず、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 資料1「議案第1号 議題説明要旨1」資料2座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準及び同改正案に基づき説明</p> <p>議長 説明に対する質問を求めます。</p> <p>委員 西原住宅が廃止となり289戸となるが、ひとり親も入りやすくなると思うが、申し込み状況はどうであったか。</p> <p>事務局 令和元年から2年は募集を行っておりません、今後は夏を目途に募集を行うこととなるため、申し込みがどのくらいになるかはわからないのが現状です。</p> <p>委員 過去の話では、子供がいても実際に結婚していなければ、という話であったわけでしたが、そういう方が申し込みに来たが今までは駄目だったが、改正によって受け入れるということですか。</p>

事務局 これまでは、未婚のひとり親の場合は所得からの控除対象外となっておりましたが、改正により控除対象となるとともに、入居時の「優先的な選考」の対象となるものです。

委員 現在は289戸あるが、空家はどのくらいありますか。

事務局 空家は27戸です。

議長 他に質問はありますか。質問無し

以上で、議案第1号「座間市市営住宅条例の一部（入居者の選考）の改正について」を採決したいと思います。

事務局原案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、事務局原案のとおり決定することと致します。

これをもって、議案第1号「座間市市営住宅条例の一部（入居者の選考）の改正について」の答申とし、後ほど、市長へ答申いたします。

議長 次に、議案第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3「議案第2号 議題説明要旨2座間市市営住宅の移転料の支払いについて」に基づき説明

議長 議案第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」、何かご質問はございませんでしょうか。

委員 直営を廃止するとおそらく1-7が廃止することとなる、借上げ住宅を300近い戸数を確保すると考えてよいか。

事務局 令和元年度に市営住宅維持管理計画を改定し、人口減少に伴い推計したものが、今後の管理戸数としており、直営住宅は新た

に造らず、戸数管理を行いながら借上げ住宅で調整していく。

維持管理計画としては適正な個数を、313戸から令和11年に275戸、令和21年度に237戸、令和31年度に199戸の賃貸戸数を予定している。

将来的な管理戸数の削減について、世帯数の減少だけではなく、住宅に困窮する可能性のある世帯の想定や、収入減少の状況等も勘案しながら行っていく。

委員 具多的に困窮状況の世帯、母子世帯の増減、高齢者世帯の増減の他に、比率で求めているわけですか。

事務局 座間市の賃貸住宅に住むであろう世帯数の中で、収入分位がⅠ、Ⅱに該当する状況の人数を推計し、さらに、今現在と比較してどの程度支援していけるか、座間市の場合7%程度支援しているが、同程度の支援が行えるよう考えている。

委員 戸数的には国の基準で推計しているわけですよね。

座間市の状況と他市の状況を比べて見ると、生活保護などは海老名市の倍の数があったと記憶しているが、国の全国的な基準と、近隣市町とを比較して座間市の状況はどう見るか。

事務局 座間市の市営住宅の数は近隣市と比較しても多く、単純な比較では評価できない。

委員 先ほどの説明で最終的には199戸を計画し、移転料の支払いをするということですが、借り上げ住宅は増やしていく計画でありますか。

事務局 今の維持管理計画は、令和元年に改定し5か年計画で動いており。30年後の推計値を199戸としていますが、今後の改定時に変化が生じる場合は、見直して必要であれば借り上げ住宅で対応していくこととなります。

議長 以上で、議案第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」を採決したいと思います。

事務局原案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、事務局原案のとおり決定することと致します。

これをもって、議案第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」の答申とし、後ほど、市長へ答申いたします。

議長 次に、その他として「座間市市営住宅入居者募集の再開について」事務局より報告をお願いします。

事務局 資料4「その他報告事項 座間市市営住宅入居者募集の再開について」資料により説明。

議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

意見なし

議長 続いて、本日の議案第1号「座間市市営住宅条例の一部（入居者の選考）の改正について」及び議題第2号「座間市市営住宅の移転料の支払いについて」の答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

会長一任

では、市長への答申につきましては、副会長と相談の上行わせていただきます。

以上を持ちまして本日の審議事項は終了しました。

会長、副会長において市長へ答申